

様式第一号の二（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

← 20cm以上 →	
15cm 以上	畜 舎 等 の 建 築 等 及 び 利 用 の 特 例 に 関 す る 法 律 に よ る 認 定 済 (構 造 畜 舎 等)
	認 定 年 月 日 ・ 番 号 年 月 日 第 号
	認 定 し た 者
	認定計画実施者氏名（名称）

 15cm 以上	利 用 基 準	【1. 畜舎等全体の利用の方法】 ☐ 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が一定の数値以下であること。(最大滞在者数 人/延べ滞在時間 時間) ☐ 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること。 ☐ 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。 ☐ 2以上の避難口が特定されていること。 ☐ 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 ☐ 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 【2. 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法】 ☐ 床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されていること。 ☐ 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。 ☐ 火気を使用しないこと。 ☐ 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。 ☐ 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のものを保管しないこと。 ☐ 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
	備 考	

- (注意) 1. (構造畜舎等) には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。
2. 適用を受ける利用基準の□に✓印を付けること。